

議案第10号

紫波町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

紫波町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年紫波町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第7条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、<u>規則で定めるもの</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第7条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由

国の例に準じ、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象を拡大しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。